

## 第1回あり方検討会での主な指摘事項

### 二次的自然に分布する絶滅危惧種保全の推進について

新たに(仮称)第2国内希少野生動植物種というカテゴリーを設け、捕獲等及び譲渡し等の規制は適用せず、生息地等保護区の指定対象とすべき。

特にチョウ類等の標本に関しては、規制前に捕獲したのものも含め、規制がかかることにより、個人の権利が制限されている。個人所有が認められるよう標本の事前登録制度の創設などについて検討する必要がある。

標本について、登録制等により、個人所有のものに公共的な位置づけを与えることも検討すべき。

標本の登録制を創設するには、指定前に採集したことの証明をどうするかが問題。

譲渡し等の規制は、標本の所持を規制している訳ではないため、財産権そのものに対する規制ではない。

複数種を対象としたホットスポット型の生息地等保護区制度を設けるべき。

小笠原や沖縄の北部、奄美については、複数種を対象とした保護区について検討可能ではないか。

新たに認定生息地等保護区(仮称)という制度を設け、土地所有者や保全管理者等の申請に基づき、期限を定めて保護区を認定できるようにすべき。

保全団体の登録、活動計画の認定、保全協定、財政支援等による協働保全制度を設けることを検討すべき。

税制の優遇措置を生息地等保護区全体に拡大すべき。

生息地等保護区の指定数を増やすため、規制を緩和する等の措置を検討すべき。

生息地等保護区について、具体的な種名を公表せずに指定ができるようにすべき。

### 多様な主体による効果的な保全対策の実施

国民による国内希少野生動植物種の指定提案制度を法定にすべき。

保護増殖事業計画は保護回復(保全回復)事業計画に名称変更すべき。また、国が保護増殖事業計画を策定していなくとも、確認・認定をできるようにすべき。

保護増殖事業における生息域外保全について、きちんとした評価が必要。生息域内保全と同様に重要であるという認識が必要である。

### 戦略的な絶滅危惧種保全の推進について

絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略を法定計画とし、閣議決定する必要がある。

### 科学的な絶滅危惧種保全の推進

国内希少野生動植物種の選定、評価、保護増殖事業計画の評価見直し等を行う科学委員会を常設することを法律に明記すべき。

例えば保護区に関しては複数県が関わることも多いため、地方環境事務所単位のワーキン

グループを設置することについても検討すべき。

その他

法律の名称を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存及び生息地の保全回復に関する法律」に変更すべき。

保全・回復を推進するために民間団体等の責務や義務を規定すべき。

財産権尊重条項を削除すべき。

環境影響評価の過程で開発を回避した重要な生息地等を、生息地等保護区に指定するように努めるべき。

公共事業は種の保存法の適用除外とする規制（第54条）を削除すべき。

公共事業の開発行為に対して、環境大臣意見を出せる制度を検討すべき。また、戦略的環境影響評価の制度化を踏まえて調査研究を推進すべき。

国内希少野生動植物種について、300種の新規指定が目標というのは唐突。指定種を増やすことだけでなく、生息数が増えた種の指定を解除することも科学的知見に基づいて考えるべき。

レッドリストを種の保存法に位置付け、類は原則として種指定すべき。

海洋生物について、希少性評価を適切に実施するとともに、積極的に国内希少野生動植物種に選定すべき。

自衛隊演習地に希少種が残っていることも多いので、協力体制の確保が重要である。

生態系レッドリストの策定を検討すべき。